

長与町農業委員会議事録

令和6年3月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和6年3月農業委員会総会

1. 日時 令和6年3月25日（月） 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（1名） 9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
8番 尾崎 勝文		

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名） 7番 谷口 勝久

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について		
第4	第3号議案 農用地利用集積計画について		
第5	第4号議案 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について		
第6	第1号報告 違反転用事案報告について		
第7	第2号報告 農地転用専決処分報告について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員11人中10人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席者は、9番山口 和幸 委員、谷口 勝久 推進委員の1人です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。10番 柿本 透 委員、11番 山口 多美子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農用地利用集積計画が7件

第4号議案 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について

報告事項は 違反転用事案報告が1件

農地転用専決処分が4件 を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご参照ください。現況写真です。

1件目です。

整理番号 3

申請地 長与町高田郷（地番） 地目 畑 面積 455m² です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地の隣地を耕作しており、譲渡人からの申し出により申請地を無償で譲り受けます。作物は野菜を予定しております。譲受人の耕作地は、

1,138m²、労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。次ページをお開きください。図面の下側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんの説明をお願いします。

山口 正則 推進委員

推進委員 3月15日の10時から、水谷会長、崎山委員、辻田委員と現地立会を行いました。何ら問題なかったと思っております。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

3番 辻田 滋子 農業委員

3番 説明を行います。3月15日午前10時から、水谷会長、崎山委員、山口委員、事務局職員2名、（譲受人）、そして私の7名で現地確認を行いました。以前より野菜を耕作しておられ、今回改めて、贈与の手続をされるとのことで、イノシシ避けの柵や灌水施設なども設置されており、適切な管理をされていました。今後も継続で問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続きまして2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。

4ページをご覧ください。資料につきましては、No.2をご参照ください。現況写真です。

整理番号 4

申請地 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 17m² 以下3筆です。

3筆合計 340m²です。

農地区分は、すべて農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町平木場郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町三根郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇万円、10aあたりの単価は、〇〇万円です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、畠として利用します。作物は野菜を予定しております。

譲受人の耕作地は、7,177.36m² 労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員

はい、3月18日の10時30分より、会長、事務局2名、崎山委員、私、それから（譲受人）も同席していただいて、6名で現地を確認しました。（譲受人）は何かタマネギを栽培したいということで、夏場は野菜を栽培するということです。意欲的で別に問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、
第2号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.3をご参照ください。現況写真です。

整理番号 1

申請地 長与町本川内郷（地番） 地目 水道用地、面積 73m²。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、長崎市（地番） （氏名）

申請目的は、水道施設用地、施設の概要は、建築面積12.46m²です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、令和5年10月総会において違反転用報告を行った場所であり、農振農用地からの除外完了に伴い、転用の追認許可申請を行うものです。この施設は、周辺住宅地の水道用施設として利用されております。区域区分は、都市計画区域外となります。なお、立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の右上に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員

令和6年3月15日9時半より、会長、崎山委員、柿本委員、池田委員、事務局2名と私の

1番 7名で現地確認いたしました。現地はすぐ下のほうに本川内の（地区名）という、10数軒の家屋が建っている地区ですけども、その上に、その宅地の水源としてのタンクが建っているところでございます。（地区名）というのは、恐らく30年ほどぐらい前から、建ち出したと思っております。その頃からそのタンクはあるんだと思いますが、備考にありますように、令和5年の10月の総会の折に、この案件については報告がありました。もう既に30年ずっと続いておるということでございますので、このまま追認許可ということになっても問題ないかと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番 ご報告いたします。池田委員さんから今説明がありましたけども、3月15日に、現地を確認いたしました。ここは、下の団地の生活用水として、利用してるところですので、今回、違反転用ですけども、やむを得ないのかなと思っております。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。この農地法第4条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。続いて、第3号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第3号議案の2ページをお開きください。

1 件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 2,996 m²のうち 1,022 m²。

所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 2,049 m²のうち 730 m²。

2 筆合計 5,045 m²のうち 1,752 m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。新規の契約となります。

土地の所在を説明します。図面の左側に (施設名) がございます。(施設名) の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

説明します。3月18日午前9時30分より、水谷会長、崎山委員、山口委員、私と事務局2名、それと (使用借人) の7名で現地確認をいたしました。(使用借人) は (地区名) の○○さん宅に住みながら農業の勉強をされていて、少しずつ独立するお考えでおられ、その第一歩として (使用貸人) の畠を借りて頑張りたいということです。まだ何の問題もないと思うので大丈夫だと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番

今尾崎さんが言われたように、3月18日に現地確認をしました。現地の畠は昨年の収穫までを (使用貸人) がされて、今後、(使用借人) が耕作されます。荒れる前に、このような貸し借りができるとてもよかったです。また (使用借人) は、今後も長与町内を見て、ほかの畠も借りたいなという感じでおっしゃってましたので、何か情報がありましたらよろしくお願いします。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 1,119m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。平成31年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

年間の借賃は 米 ○○kg です。なお、10aあたりは 米 ○○kg となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面右下に（施設名）がございます。

（施設名）の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員

はい、3月18日に会長、崎山委員、事務局2名と私で確認をしました、2回目の更新と

3番

いうこともあり、何の問題もないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。5ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 796m² 以下4筆

4筆合計 3,151m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。平成22年から借り入れており、今回5回目の更新となります。

年間の借賃は 米 ○○kg です。なお、10aあたりは 米 ○○kg となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面右下に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、こちらも3月18日の午前中、先ほどのメンバーで確認をいたしました。継続ということの何も問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、4件目です。7ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 1,117m² 以下2筆

2筆合計 3,272m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。平成21年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は 2筆で米 ○○kg です。なお、10aあたりは 米 ○○kg となります。

土地の所在を説明します。11ページをご覧ください。図面上に (施設名) がございます。

(施設名) の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さん説明をお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。3月18日は、ちょうど私の都合が悪く、現地と一緒に立ち会うことができませんでしたので、翌日19日に現地を見ております。今説明があったように、継続で今回3回目ですので、別に問題ないというふうに思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目ですが、5件目から7件目の3件は同じ内容での契約となりますので、まとめて説明します。

5件目です。8ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 外2名 福岡県久留米市 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 331m²です。

6件目です。9ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 331m²です。

7件目です。10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 福岡県久留米市 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町斎藤郷 (地番) 地目 田 面積 331m²です。

利用権の種類はすべて使用貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。平成28年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。11ページをご覧ください。図面上に(施設名)がございます。

(施設名)の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さん説明をお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。これも先ほどと同様に現地を確認しました。田んぼは、それぞれ隣り合わせになつております。ここは財産分与で分割をされて、今回2回目と書かれているということで、継続になっておりますので問題はないかというふうに思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手を

お願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第4号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは、第4号議案令和6年度最適化活動の目標の設定等について、説明します。本日お配りしております追加議案の第4号議案をご覧ください。内容については係長が説明いたします。

説明します。この最適化の目標は大きく3本立てで、農地の集積と遊休農地の解消、もう1点が新規参入の促進となっております。

まず1ページをお開きください。農業委員会の状況、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要、そして耕地面積については記載のとおりです。

2ページをお開きください。最適化活動の目標についてです。管内の農地面積やこれまでの集積面積、集積率は記載のとおりです。農地の集積目標年度及び集積率は、あらかじめ県から指定されており、それぞれ令和12年度、82%となっております。長与町の新規集積面積の目標は10ha、既存の集積面積が254haなので、今年度末の集積面積の目標は264haとなります。

議長

ここまで何かお尋ねはありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

今説明があったように、長与町は10haを目標にしてますと、これも国や県からの指導なんですかね。それとも、うち独自で定めたものなのか、そこら辺をちょっともう少し詳しくお願いします。

事務局

こちらは、令和4年度の実績に基づいて積み上げたものになります。5年度の実績がまだ固まっておらず、6年度の目標に前々年度、つまり4年度の実績を使うという形になりますので、この数値で固定となります。

10番

ちょっとお尋ねですけど。これまでの集積面積254っていうのは、この各年度の合計ですか。

事務局

これは認定農業者に対する集積面積ですので、これまでの積み上げというわけではなく、認定農業者の数が減れば、面積も減るというものになります。

続いて遊休農地の解消についてです。現状の1号遊休農地の面積は54.4haで、そのうち緑区分のものは30.3ha、黄区分のものは24.1haとなります。

解消目標については前回と同じく、令和3年度の緑区分遊休農地27haの5分の1となる5haとなります。

続いて新規参入の促進についてです。令和2年度は4経営体で0.7ha、3年度は3経営体で1.1ha、4年度の新規参入者はおりませんでした。新規参入者へ公表する農地の目標面積については「過去3年度分の権利移動面積を平均し、その1割以上を目標面積とする」となっています。令和2年度6.9ha、3年度7.9ha、4年度8.5haの実績ですので、0.8haとなります。

最後に、最適化活動の活動目標についてです。委員一人当たりの活動目標日数は月当たり8日、活動強化月間は年3回と設定しております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。提案がありました、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、この内容に決定いたします。これから、報告事項に移ります。違反転用事案報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは説明します。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.4をご覧ください。位置図と現況写真です。

令和6年3月1日に1ページの「違反転用連絡票」により、県へ報告しております。3月7日に、3ページの「違反転用連絡票における農地法第5条第1項違反事案に対する判断について」により、「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当しないと県から回答をいただいております。このため、農業委員会総会へ報告し、当該案件の「違反転用事案報告」により、農業委員会の意見を県から求められております。

対象地

長与町高田郷（地番） 登記地目 畑 面積 759m² です。

土地の所有者は、

長与町高田郷（地番） （氏名）

代表相続人 長与町高田郷（地番） （氏名）

土地の違反転用者は、

長崎市西北町14番28号 （氏名）

農地区分 農用地、除外後2種農地

都市計画区域内の市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。資料No.4をご覧ください。

図面の右に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、対象地です。

違反転用の内容は、令和元年ごろから、転用者の業務用資材置場及び駐車場として使用しております。隣地住民からの相談によって違反転用が発覚いたしました。

事務局といたしましては、違反転用発覚後、土地の所有者、及び使用者へ違反転用の説明を行っておりますが、使用者から対象地が農用地であることや転用許可が必要であることは知らなかった。多少時間がかかるても、正式な手続きを踏んで現状のまま資材置場の利用を続けたいが、許可が下りないようであれば別の土地を探すつもりである。正式な手続きを踏めば転用が可能かどうかを知りたい。との相談を受けております。

県から求められている、農業委員会の意見といたしましては、他法令（相続未登記のため相続登記、農用地のため農業振興地域の整備に関する法律、市街化調整区域のため建築基準法解体業者であることから廃棄物の処理および清掃に関する法律など）の準拠が条件と考えられる。との回答する予定です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、地区担当の栗山委員さん、ご意見はありませんか。

6番

近隣の住人から3月12日頃だったと思うんですけど、相談を受けまして、ここは違反転用だよっていうことを業者に伝えたことがあるそうなんですけども、（代表相続人）のほうに

聞いてくれの一点張りで、もう転用はもうあっちに任せてるから、全く関係ないということを言われたそうです。後で事務局のほうでも行かれたようなんんですけども、相手方も分かっているはずなのにプレハブを建てているようなので、違反だと分かっててやってるっていうのが、問題があるんじゃないかなと思います。

議長 それでは、事務局の説明どおりに県に報告いたします。続いて、農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4件すべて、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出となりますので、まとめて報告いたします。報告事項の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.5をご参照ください。1枚目が土地利用計画平面図、2枚目以降に仮換地指定図と現況写真です。売買による所有権移転です。

1 件目

1. 当事者の氏名・住所。

譲受人は、

氏名 (法人名) 住所 大阪市北区 (地番)

譲渡人は、

氏名 (氏名) 住所 時津町 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 3 6 9 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号) 面積 9 9. 1 2 m²です。

4. 申請日 令和6年2月28日

5. 専決処分の日 令和6年2月28日

5ページをお開きください。2件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

氏名 (法人名) 住所 大阪市北区 (地番)

譲渡人は、

氏名 (氏名) 住所 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です

高田郷 (地番)、面積 3 8 3 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号) 面積 1 2 0. 2 6 m²です。

4. 申請日 令和6年3月1日

5. 専決処分の日 令和6年3月1日

6ページをお開きください。3件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

氏名 (法人名) 住所 大阪市北区 (地番)

譲渡人は、

氏名 (氏名) 住所 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です

高田郷 (地番)、面積 513 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり (街区番号) 面積 176.33 m²です。

4. 申請日 令和6年3月1日

5. 専決処分の日 令和6年3月1日

7ページをお開きください。4件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

氏名 (法人名) 住所 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

氏名 (氏名) 住所 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 201 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号) 面積 34.51 m²です。

4. 申請日 令和6年3月1日

5. 専決処分の日 令和6年3月1日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年3月25日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

次に行事報告を、事務局お願ひします。

(令和6年3月行事報告)

最後に、3月の日程について、事務局からお願ひします。

事務局 4月25日（木）9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。